

安全で安心なまちを目指して

～自分たちの地域は自分たちで守る～



平成20年4月

習志野市

犯罪のない安全で安心なまちづくりには

最近の児童にかかわる凶悪事件の相次ぐ発生、路上強盗、ひったくり、空き巣事件というような、市民生活を脅かす犯罪が急増する中、安全で安心して暮らせる生活環境の構築には警察と市・市民・事業者等、地域が一体となって綿密な連携を保ちながら「自分たちのまちは、自分たちの手で守る」という「自主・自律の精神」と地域との「協働」を積極的に推進して行かなくてはなりません。

この、「自主・自律の精神」と「協働」を基本理念に私たちは地域における犯罪を未然に防止するため、市、市民、事業者、警察、その他関係団体がより連携を強め一体となった活動を展開していくことが必要です。

習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

平成 16 年 7 月 1 日施行

市、市民、事業者が協働して、安全で安心なまちづくりを総合的かつ積極的に推進し、もって、現在及び将来の習志野市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会としていくことを目指し制定しました。

1. 基本理念

- (1)安全・安心まちづくりの推進は、市、市民及び事業者が協働して行うものとします。
- (2)安全・安心まちづくりの推進は、市、市民及び事業者が自立の精神に支えられた良好な地域社会の重要性を認識し、豊かな地域活動を育むことにより行うものとします。

2. 各主体の責務の規定

安全で安心なまちづくりを推進するため、市、市民及び事業者の責務を定めます。

3. 安全・安心まちづくりの推進

- ★公園や道路などの公共施設における犯罪防止
- ★通学時における児童の安全確保
- ★啓発活動の推進
- ★習志野市安全で安心なまちづくり協議会の設置 等

習志野市安全で安心なまちづくり基本計画

基本計画策定の趣旨

市民が安心して暮らせるまちづくりに関する施策を総合的、計画的に推進し、「習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」の実効性を確保し、市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現に向けた総合計画として策定しました。

また、この、基本計画の策定にあたっては、学識経験者、市民団体代表等で構成する「習志野市安全で安心なまちづくり協議会」で調査・審議などを行い、多方面の分野・角度から幅広い意見等を聴取し反映させています。



習志野市安全で安心なまちづくり協議会

計画期間は

平成16年度を初年度として、基本計画の終期である平成26年度までを計画期間とします。

4つの課題

安全で安心して暮せるまちづくりを推進し、
良好な地域コミュニティを築くための課題です。

1. 市・市民・事業者の相互信頼を基にした自主的な連携
2. 市・市民・事業者の協働意識の醸成
3. 自主・自立の精神の醸成
4. 都市環境整備



主な施策の体系

市、市民、事業者、警察等が連携を強め、一体となった活動を展開していきます。

《市の取組み》

- ① 地域防犯活動への支援
- ② 犯罪防止に配慮した、道路・公園・公共施設等といった都市環境整備や維持管理
- ③ 保、幼、小、中学校等における安全（防犯）対策の推進
- ④ 推進体制の整備 等

《警察の取組み》

- ① 地域警察活動の強化
- ② 防犯指導・講習など地域安全活動の推進
- ③ 地域安全情報の発信
- ④ 安全な環境づくりの推進
- ⑤ 子どもの犯罪被害防止 等

《市民の取組み》

- ① 地域防犯活動の実施
- ② 私有地及び建物の適正な維持管理や安全点検
- ③ 保、幼、小、中学校等における安全（防犯）対策実施・協力
- ④ 推進体制への参加、協力 等

協働

《事業者の取組み》

- ① 地域防犯活動への参加、協力
- ② 事業者の所有している土地や建物の維持管理や安全点検
- ③ 保、幼、小、中学校等における安全（防犯）対策の実施
- ④ 推進体制への参加、協力 等



習志野市安全で安心なまちづくり実施計画

長期計画や基本計画を受止め、実施計画では、市・市民・事業者別に実施する施策を明確にしています。

この計画期間を3期に分け、計画・実施・評価を念頭に置き見直すことで、次期の目標を設定します。



実施計画期間

- 第1期実施計画:平成16～19年度
- 第2期実施計画:平成20～22年度
- 第3期実施計画:平成23～26年度

第1期実施計画（平成16～19年度）の実績

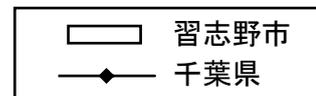
第1期実施計画の実績

- 条例の施行：平成16年7月1日
- 協議会の設置：平成16年7月1日
- 基本計画・実施計画策定：平成17年3月
- 特別・合同・通常防犯パトロールの実施
- 「キラット・ジュニア防犯隊」誕生：平成17年6月25日
- 犯罪情報の提供：ホームページ：平成16年12月15日
- 携帯メール：平成17年1月11日
- 安全活動掲示板：平成18年3月



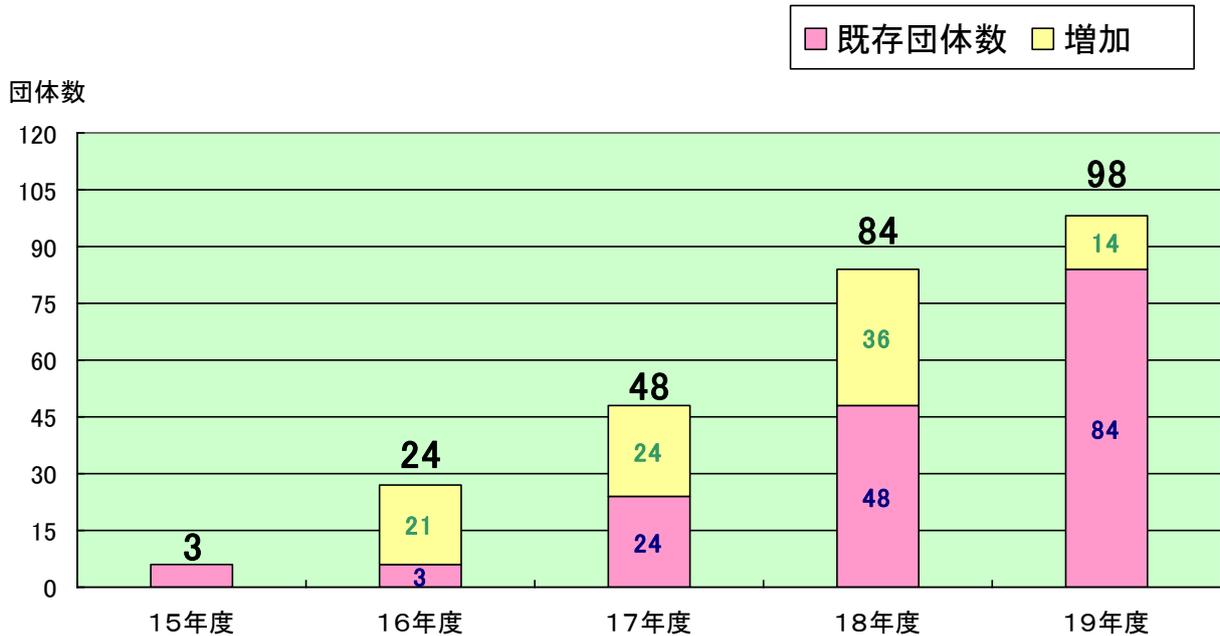
市内犯罪発生件数の推移（平成15年から平成19年）

市内犯罪発生件数は平成15年以降、着実に減少しています。



地域住民防犯団体の推移（平成15年度から平成19年度）

地域住民防犯団体数は、地域の方々の防犯意識の高まりにより、着実に増えています。



第2期実施計画（平成20～22年度）は

市・市民・事業者が実施する具体的な施策及び実施予定年度を明確にした第1期実施計画が平成19年度をもって満了しました。

そこで、第1期4年間の実績・成果を踏まえより充実で効果的な施策が推進できるよう第2期実施計画を策定しました。

実施計画を策定し、市、市民、事業者及び警察が連携して着実に施策を実施して行きます。



平成20年度の主な取り組み

- ◆ 「キラット・ジュニア防犯隊」の充実
- ◆ 自主防犯活動を行う地域住民団体の拡充：
年間15団体の組織化を目指します。（基本計画最終年度目標：173団体）
- ◆ 知識の普及と啓発活動の推進：
習志野市安全・安心防犯講演会の開催、各種防犯啓発キャンペーンの実施 等

これまでの様々な防犯活動について

1. 子どもたちによる防犯啓発活動



防犯講演会での活動発表



市内駐輪場での自転車防犯診断

2. 警察と市民による啓発キャンペーン



防犯研修会

3. 地域住民のみなさんによる自主防犯活動



お問い合わせ

◎発行 習志野市

編集 習志野市総務部生活安全室安全対策課

〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼1の1の1

Tel: 047-451-1151 / Fax: 047-453-9386 / <http://www.city.narashino.chiba.jp>

◎事件などの通報、情報は習志野警察署まで

Tel: 047-474-0110